

令和6年12月25日

会員各位

一般社団法人東京都トラック協会
労務厚生委員会
委員長 大高一義

定期健康診断の確実な受診及び助成申請の再周知について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法において、事業者は従業員に対し、医師による健康診断を毎年実施しなければならないと規定されています。

当協会の適正化事業部による巡回指導において、定期健康診断の未受診が1人でも確認されれば指摘の対象です。会員事業者の中では、定期健康診断の未受診による指摘が極めて多い状況であり、一方で、国の監査において同様に未受診が確認されれば、行政処分の対象となることは必定です。

ところで、昨年度の定期健康診断の助成金の申請社数は、全会員事業者に対して60%にも満たない割合でした。

これにより、受診率の向上を目的として、本年4月1日付けで「定期健康診断の確実な実施について」の文書を発出いたしました。加えて、助成額も1人1,000円から2,000円に増額し、対応して参りました。

現時点では、昨年同期と比較して助成金の申請社数は増加しているものの、昨年度の未申請社数を見込む程の爆発的な増加にはなっていない状況です。

つきましては、法令遵守、事故の未然防止、現在ハンドルを握るドライバーの方々が健康で長く勤務していただくために定期健康診断の確実な受診をお願いいたします。

そして、定期健康診断を受診した折には、助成金の申請を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。